

人に「嫌われる」方法 — 蓑田胸喜に学ぶ。

「天皇機関説事件」とは、そもそもどういう事態であったのか。「公文書にみる日本のあゆみ」（国立公文書館）は、その端緒を次のように説明する。

東京帝国大学法学部教授美濃部達吉の憲法学説（「天皇機関説」）に対して、昭和10年（1935）2月18日貴族院で貴族院議員菊池武夫が「国体に関する緩慢な謀叛」であると非難し、政府に断固たる措置を求めたことから「天皇機関説事件」が始まります。

これだけを読むと、あるとき唐突に勃発した「事件」のように思える。また、憲法関連の問題は、帝国議会（主に貴族院）で毎年のように提起され、この第67回帝国議会貴族院本会議での菊池の「非難」も議場では「ああ、またか」という程度に受け取られたと言う。さらに「速記録」を読むと質問は「我国政界の有様が墮落いたしました」と切り出されている。このことから菊池の本意は美濃部個人や天皇機関説への攻撃ではなく、事の成り行きと見る向きもある。だが、このときの菊池は天皇機関説に関して再三にわたって詰問し、さらに二人の議員も関連の質問に立っている。事前に示し合わせたとしか思えない。事が国体や天皇のあり方に及ぶから、菊池も慎重に議論を運んだはずだ。政府側の答弁次第で「不発」に終わる可能性もある。まずは無難な政界批判から質問演説に入ったのだろう。だが目指す標的がロック・オンされていたことは間違いない。最大の根拠は、菊池の質問の「第一」が「著作に付きましたの御尋」であり、しかもその著作が「我が皇国の憲法を解釈いたしまする著作」に絞られていたことだ。その上で菊池は著者を「社会の木鐸を以て任ずべき帝国大の教授、学者」と特定して、

是等の著作があることを政府は御認めになって居るかどうかが、又御認めになって居るならば、此著作を挙げて、此著作者と共に如何なる処置を御執りにならむとするのかを伺ふのでございます。

と迫ったのである。これを直接突きつけられたのが「修養—克己—鍛錬」を座右の銘とする文部大臣の松田源治。とても実直な人だったのだろう、

如何なる教授が如何なる書物に、どう云ふことを書いたと云ふことを指摘して貰はなければ答弁する訳に参りませぬ。

と正面で受けてしまった。こうなると奉天特務機関長を務め上げた陸軍中将・菊池男爵は老獪である。すでに「御改悛に成って居る」末弘徹太郎の諸作を、まずはさりと流しておいて、「其の外には」と狙いを定め「是は美濃部博士の御著述、憲法提要、憲法精義と云ふやうな本」と槍玉にあげた。さらに、その美濃部が雑誌に載せた「大要—木喜徳郎博士に私淑せられて（……）終生之に委ねた」という文言を論（あげつら）い、半世紀も前に一木が書いた『国法学』（明治32年版）を「緩慢なる謀叛（……）明かなる叛逆」と決めつけ、師弟もろとも断罪したのである。

師の一木はこのとき枢密院議長（首相）。憲法や法令、条約に関する天皇の諮詢機関のトップの地位にあった。弟子の美濃部は、1932年（昭和7）の新年御信仰始めで天皇への進講者となり、かつ貴族院勅選議員に就くのだが、これも当時の宮内大臣・一木喜徳郎の差し金と蓑田胸喜ら美濃部糾弾派は見ていた。どちらかを「明に叛逆的思想」とすれば、同時に2人の首が取れるのである。

真面目な松田文相は「末広教授のことから御答」し、続いて美濃部とその著作については、

私は天皇機関説と云ふものに向つては無論反対でありますけれども、是はもつと以前から、天皇は国家の主体なりや、天皇は国家の機関なりやと云ふ論が対立いたして居りまして、是は今日まで其点は論議されて居りますから、斯かる点は学者の議論に委して置くことが相当ではないかと考へて居ります、と、実に真つ当に「御答申上」げてしまった。

時刻は午後零時22分。ここで本会議は休憩に入る。本稿もいったん議場から離れ、午後1時53分の議事再開まで、松田文相の「御答」にあった「天皇は国家の主体なりや、天皇は国家の機関なりやと云ふ論」の対立、いわゆる「天皇機関説論争」に触れておくことにしよう。

美濃部にすれば「三十余年の教授生活の中でも、最も不愉快な思い出の一」であり、「学説の内容に立ち入つて学問上の非難ではなく、〔……〕直に国体を否定するものの如くに論じ、〔……〕一般の世人を惑わすやうな攻撃」であった。攻撃者は「同僚の上杉教授」。東大で憲法の講座を担任していた上杉慎吉である。